

4月から「子ども手当」制度が始まりました
「申請手続きをお忘れなく」

平成22年度から、「児童手当」制度に代わり、新たに「子ども手当」制度が始まりました。

◆子ども手当の目的

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給される手当です。

子ども手当を支給された方は、手当をこの目的のために使途することを法律によって定められています。

※子ども手当の使途例：子どもの保育料、給食費など

◆支給対象者

中学校修了前(中学3年生)までの子どもを養育している方

◆支給額(平成22年度)

子ども1人につき
 月額1万3千円

◆支給時期

子ども手当は原則として年3回で、前月分までの手当を支給します。

- 6月(2月～5月分)
- 10月(6月～9月分)
- 2月(10月～1月分)

※ただし、平成22年6月に限

り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)と平成22年度子ども手当(平成22年4月分と5月分)が支給されます。

制度変更のため、認定請求手続きの必要な方

次の方は、認定請求が必要です。まだ手続きがお済みでない場合は、手続きをお願いいたします。(公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)

①平成22年度において中学2・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)

の子どもがいる方

②所得制限などにより、平成21年度において児童手当を受給していない方

受給していません

◆受付期間

平成22年9月30日まで
 (この期間までに受付をすれば、特例として平成22年4月分まで遡及して支給されます。)

児童手当を受給していた方は「現況届」を6月中に提出してください

平成21年度に児童手当を受給していた①以外の方は、子

ども手当に自動的に切り替わりますので今回の認定請求は必要ありませんが、子ども手当の「現況届」の提出が必要です。

①、②の方は、平成22年度のみ「現況届」の提出は不要です。

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのもので、毎年6月に提出しなければなりません。

「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、忘れずに手続きをしてください。

提出の必要な方には、今年度の「現況届」申請書を、5月末に郵送しております。

6月中の提出をお願いします。

◆寄附について

子ども手当の全部または一部を、黒潮町の子育て支援の事業に活かすために寄附することができます。

寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口申し出をしてください。

出生や転入などの場合は手続きが必要

出生や黒潮町への転入により、新たに支給資格が生じた場合や、子ども手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。

また、受給者が公務員になった場合も手続きが必要です。

※必要書類については、窓口までお問い合わせください。

◆注意

子ども手当は、申請のあった翌月分からの支給になります。

手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受給できなくなり、お早目の手続きをお願いします。

○お問い合わせ
 本庁 住民課 住基戸籍係
 ☎ 43-2800(直通)
 佐賀支所 地域住民課
 総合窓口第2係
 ☎ 55-3701(直通)

年金受給者の皆さまへ

「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金・船員年金は、年6回(偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月))に、それぞれの前2カ月分が支給されます。

毎年6月に、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書には、向こう1年間の年金支給額を記載しています。

(郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年6回支給月ごとに「年金送金通知書」が送付されます。)

国民年金は3つの年金であるをサポートします

平成22年度年金額
792,100円(満額)

◆老齢基礎年金

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方には、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や免除さ

れた期間などが、原則25年（300月）あることが必要です。

◆障害基礎年金：

990,100円（1級）
792,100円（2級）

国民年金加入中の病気やケガなどにより、障がいの状態にある場合は障害基礎年金が支給されます。

◆遺族基礎年金：

1,020,000円

※子どもが1人いる妻の場合の金額です。

基本額（792,100円）

+子1人の加算額（227,900円）

国民年金加入中の方が亡くなった時に、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。 ※「子」とは、年度の末日までに18歳に到達する方をい

います。（障がいがある場合は20歳までとなります。）

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

国民年金保険料を納めることが困難なときは、「免除納付猶予制度」をご利用ください

国民年金の保険料は15,100円（平成22年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除（全額免除・一部納付〔一部免除〕）または猶予される制度があり、次の3種類があります。

- ①免除（全額免除・一部納付〔一部免除〕）
- 本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

※保険料の追納
保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額

納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

これらの期間は10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

- ②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額（注）以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注）平成22年度の所得基準（申請者本人と配偶者の前年所得）
（扶養親族の数+1）×35万円+22万円

- ③学生納付特例申請

学生（注1）で本人の前年所得が一定額（注2）以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注1）／大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（終業年限が1年以上の課程に在学している方〔私立の各種学校については都道府県

知事の認可を受けた学校に限る）、一部の海外大学の日本分校に在学している方。

（注2）／平成22年度の所得基準（申請者本人の前年所得）118万円+扶養親族の数×38万円

◆申請手続き

- 申請の時期については、①・②当年7月から翌年7月までの間に住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。
- 申請書は、年金事務所または黒潮町役場の国民年金担当窓口にあります。
- 申請に必要なものは、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合には不要）などです。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係
43-2800（直通）
佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係

55-3701（直通）
日本年金機構
幡多年金事務所
34-1616

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円	全額が免除	1/2が反映
1/4納付 (3/4免除)	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	3,780円	5/8が反映
半額納付 (半額免除)	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	7,550円	6/8が反映
3/4納付 (1/4免除)	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	11,300円	7/8が反映